

共済業務における「中期展望・期間中の取組み・年度取組み」

私学事業団では、平成 15 年 10 月から、独立行政法人に準じた管理手法が助成業務に導入されました。

このため、補助事業、貸付事業等を行う助成業務においては、文部科学大臣が指示した 5 年間の「中期目標」を達成するために「中期計画・年度計画」を定め、その目標の達成を目指す業務の実績に対し、第三者（文部科学省及び総務省に設置された評価委員会）による客観的な評価を受けることとなっています。

共済業務においては、毎年、文部科学省の予算認可を受けて業務を遂行していますが、中長期的な加入者等へのサービスの向上及び運営・経営改善のために、短期給付事業、年金等給付事業及び福祉事業の 3 事業について、自主的に 5 年間の「中期展望」及び中期展望を達成するための「期間中における取組み・年度取組み」を策定し、その取組みの実施状況について共済運営委員会の評価を受けることとなっています。

共済運営委員会の評価結果等については、加入者向け広報誌「レター」(9 月号)において、お知らせしています。